（業務及び財産に関する書類）

第十一条　［略］

２　［略］

３　預託等取引業者が、第一項の規定に基づき、同項の書類に係る電磁的記録の作成を行う場合は、当該預託等取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録に係る記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

［４・５　略］

第十二条　［略］

（閲覧又は謄写の請求）

第十三条　預託者は、預託等取引業者の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

［一・二　略］

三　前号の電磁的記録に記録された事項を次に掲げる方法のいずれかにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ　［略］

ロ　電磁的記録に係る記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

２　前項第三号に掲げる方法は、預託者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（業務及び財産に関する書類）

第五条　［同上］

２　［同上］

３　預託等取引業者が、第一項の規定に基づき、同項の書類に係る電磁的記録の作成を行う場合は、当該預託等取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（第七条第一項第三号ロにおいて「磁気ディスク等」という。）をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

［４・５　同上］

第六条　［同上］

（閲覧又は謄写の請求）

第七条　預託者は、預託等取引業者の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

［一・二　同上］

三　前号の電磁的記録に記録された事項を次に掲げる方法のいずれかにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ　［同上］

ロ　磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

２　前項第三号に規定する方法は、預託者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（預託等取引契約の解除の妨害後の書面の交付）

第十四条　法第七条第一項の規定により交付する書面（次項及び第三項において単に「書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　法第三条第二項第一号から第三号までに掲げる事項

［二～六　略］

［２～４　略］

第十五条・第十六条　［略］

（申請書の記載事項）

第十七条　法第十条第一項第六号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～七　略］

八　法第三条第三項の規定による承諾を得ようとする場合においては、当該承諾の時期及び方法並びに同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容

（申請書の添付書類）

第十八条　法第十条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～十　略］

十一　前各号に掲げる書類のほか、法第九条第一項の確認をするかどうかを判断するために消費者庁長官が必要と認める書類

第十九条　［略］

（審査の対象）

第二十条　法第十一条第一項第六号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　法第三条第三項の規定による承諾を得ようとする場合においては、当該承諾の適正の確保に関する事項

（預託等取引契約の解除の妨害後の書面の交付）

第八条　法第七条第一項の規定により交付する書面（次項及び第三項において単に「書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　法第三条第二項第一号から第三号までに規定する事項

［二～六　同上］

［２～４　同上］

第九条・第十条　［同上］

（申請書の記載事項）

第十一条　法第十条第一項第六号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～七　同上］

［号を加える。］

（申請書の添付書類）

第十二条　法第十条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～十　同上］

十一　前各号に掲げる書類のほか、内閣総理大臣が法第九条第一項の確認をするかどうかの判断に関し必要と認める書類

第十三条　［同上］

（審査の対象）

第十四条　法第十一条第一項第六号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　同上］

［号を加える。］